令和5年度古賀市都市計画審議会第1回会議 議事録 (要約筆記)

【会議の名称】 令和5年度古賀市都市計画審議会第1回会議

【日時】 令和5年10月6日(金) 10時00分~10時30分

【場所】 古賀市役所第1庁舎4階第2委員会室

【諮問事項】

第1号 福岡広域都市計画道路の変更(福岡県決定)について (都市計画道路名:7・5・2-5号野口髭園線)

【次第】

- 1. 開会
- 2. 事務局諸報告
- 3. 審議会の成立報告
- 4. 議事録署名委員の指名
- 5. 概要説明及び議事
- 6. 閉会

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

出席委員:日髙圭一郎委員、長聡子委員、森本義征委員、結城弘明委員、

松島岩太委員、大隈慶太郎委員、松岡晃福岡県都市政策係長

(高橋涼委員代理)、雜賀光美委員、清原邦重委員、中野喬輔委員

欠席委員:なし

事務局(担当課):都市整備課 水上課長、長山参事補佐兼都市計画係長、 中島業務主査、手島主任主事、片野坂主任主事

【委員に配布した資料の名称】

- 1. 諮問資料(諮問第1号)(事前配布)
- 2. 令和5年度古賀市都市計画審議会第1回会議次第
- 3. 古賀市都市計画審議会委員名簿
- 4. 配席図
- 5. 諮問書(諮問第1号)写し(事前配布)

【会議の内容】

1. 開会

(日髙会長)

定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度古賀市都市計画審議会第1回会議を 開催します。事務局より諸報告をお願いします。

2. 事務局諸報告

(水上)

古賀市市議会議員の改選により、令和5年5月17日付で、新たに2号委員として3名が委嘱されている。松島 岩太様におきましては引き続き委員をお引き受けいただいている。新たに委嘱された3名の委員の皆さまは名簿の順に読み上げる。森本 義征様、結城 弘明様、大隈 慶太郎様の3名が新たに委員をお引き受けいただいている。新たに委嘱された委員の任期は、前任の残任期間で、他の委員の皆さまと同じく令和6年9月30日までとなる。続いて配布資料の確認をする。

<資料配布状況の確認後>

事務局からは以上である。

3. 審議会の成立報告

(日髙会長)

続いて、本審議会の委員の出席状況について事務局より報告願う。

(7k F)

本日は、高橋委員から欠席の連絡を受けているが、松岡都市政策係長様が代理出席を している。よって、本日の出席委員は10名である。

(日髙会長)

出席委員は10名で、委員の2分の1以上の出席があるため、審議会が成立した。 次に、会議の傍聴の件。本会議は、古賀市情報公開条例第23条第1項の規定により、公開することとなっている。本日会議の傍聴の申し出はあるか。

<傍聴人なし。>

4. 議事録署名委員の指名

(日髙会長)

議事録署名委員は森本委員にお願いしたい。 <異議なし。>

5. 概要説明及び議事

(日髙会長)

これより、議事に入る。進行については、事務局からの説明後、質問を受け付け、審議終了後に採決をとる。それでは、諮問第1号について、事務局より説明をお願いしたい。

(長山)

諮問書について朗読する。

<諮問第1号を朗読>

(手島)

引き続き、諮問内容の説明を行う。

<諮問第1号>

事前配布した資料 P 1 の福岡県意見照会の内容を説明する。今回、変更しようとする都市計画案は福岡県が決定するものである。福岡県が都市計画の変更を決定しようとす

る際は、都市計画法第18条の規定により、関係市町村の意見を聴き福岡県都市計画審議会の議を経るものとされている。市が意見を提出するにあたっては、古賀市都市計画審議会に審議いただいた後に、意見を具申することとしているので今回諮問している。よって、これから説明する変更案の内容について、古賀市都市計画審議会として意見を付すことが決議された場合は、その答申書を添えて福岡県へ意見をするというものである。

続きまして、 資料 P 2 の総括図について、拡大図面を用いて説明する。中央の黄色で塗られた道路部分が今回変更しようとする都市計画道路野口髭園線である。位置関係としては、古賀市の新原から川原を南北につなぐ道路として昭和 4 7 年に都市計画決定された道路である。都市計画決定以降、これまで事業化されず長期未着手の計画道路となっている。

資料P3及びP4は都市計画変更案の内容と理由を説明したものである。この内容については資料P6の変更概要説明書で説明する。

資料P5の新旧対照図について、拡大図面を用いて説明する。総括図の都市計画道路 野口髭園線を2500分の1に拡大したものである。起点部分が北側道路栗原水上線、 終点部分が南側道路県道米多比谷山古賀線にそれぞれ接続されている黄色塗の道路、野 口髭園線を廃止するものである。

この都市計画道路野口髭園線の変更の決定主体が福岡県である理由を説明する。決定主体が市町村又は都道府県どちらかについては変更する道路区間部分によって判断される。この判断基準は国土交通省からの技術的助言の通知によるものである。変更しようとする道路区間部分が市町村道のみである場合は古賀市決定になるが、今回の変更部分は県道町川原赤間線と重複している道路区間部分がある。そのため、本都市計画の変更の決定主体は福岡県となっている。

資料P6の変更概要説明書について説明する。本路線の概要は、昭和47年に市街化調整区域内の南北方向の交通を分散する道路として位置づけられたものである。当初決定日が昭和47年12月21日、総延長が約1,470m、計画幅員が2車線の12mとなっている。

変更内容は野口髭園線の廃止となるが、ここでいう廃止とは、道路の機能を失くす廃止や、すでにある現道を失くす廃止というものではない。あくまで都市計画道路としての整備はしないという意味での廃止になる。

今回の廃止という変更理由は、社会情勢の変化により、見込まれる交通量が減少し、既存の周辺道路ネットワークで補完することが可能と見込まれることから、全区間を廃止するものである。

この周辺道路ネットワークの内、主要道路は資料記載の主要地方道筑紫野古賀線になる。筑紫野古賀線につきましては、野口髭園線の都市計画決定当時の昭和47年では道路幅員8m、車線数2車線の道路であったが、古賀インターチェンジとのアクセスが良好であるという優位な立地条件で大型車の通過交通量が多いことから、県の道路改築事業等により、順次、4車線化整備事業が進み、現在は道路幅員25m、車線数4車線の幹線道路となっている。

古賀市では、令和2年度に古賀市管内都市計画道路見直し検証をおこなっている。この見直し検証とは、古賀市管内の都市計画道路について、都市計画決定から長期にわたって整備がされていない未着手の道路が必要なのか、実現できるのか、交通量調査も行ったうえで評価を行ったものである。資料記載の混雑度は、設計基準の交通量に対して、実際の交通量又は将来推計の交通量がどの程度占めるのかを示した指標である。一般的に混雑度が1.0未満は昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる状況という解釈になる。

結果としては、平成29年当時現況の筑紫野古賀線の道路の混雑度が0.49、令和19年に長期未着手であった都市計画道路が整備された場合、整備されなかった場合い

ずれにおいても混雑度が 0.65となっており、1.0未満である。つまり、野口髭園 線が整備されないことによる道路交通ネットワークの支障はなく、既存の周辺道路ネットワークで補完することが可能という結論に至っている。

また、補足説明になるが、この変更概要に示す新旧対照図に古賀 IC 北側部分の赤線で囲っているエリアについて、古賀市はこのエリアに地区計画を設定し、工業系・商業系用途として土地利用の転換ができるよう現在、福岡県と協議をおこない、今年度末までの都市計画決定をめざしている。

資料右上は地区計画の計画図(案)になる。2地区に分け、A地区を工業系用途、B地区を商業系用途への土地利用転換ができるよう進めている。そして、中央青部分は地区施設の道路として定める予定である。本地区計画を都市計画決定後、このエリアが宅地開発される場合においては、この青で囲っている道路部分は開発のなかで道路整備がされる予定である。つまり、都市計画道路としては廃止をするが、南北方向を通ずる道路は民間開発によって整備がされることとなっており、その旨地元への説明と理解を得ている。

続きまして、資料 P 7 の都市計画策定の経緯の概要について説明する。これは主な手続きのスケジュールを示している。本日の都市計画審議会に至るまでに地元説明会、案の申出、原案の事前閲覧等を実施している。9月に計画案の縦覧をおこなったところ、意見書の提出はなかった。福岡県都市計画審議会が令和5年10月下旬頃に開催予定と事前配布の資料では記載しているが、先日、福岡県から開催日の連絡を受けており、福岡県都市計画審議会は11月28日に開催されることが決まっている。それから1~2カ月後を目途に都市計画決定告示がなされる予定である。以上、諮問第1号の説明を終了する。

(日髙会長)

審議に入る。諮問第1号「福岡広域都市計画道路の変更(福岡県決定)」について、 ご質問やご意見のある方は挙手をもって発言願いたい。

(松島委員)

先ほどの説明で高速道路よりも北側の地域に関しては、将来的な発展というものが見えているような気がする。交通渋滞の緩和というような役割に関しても、野口髭園線が混雑度に将来的に影響を与えないことは理解した。しかし、都市計画道路が持つ意味合いとしては地域の将来的な発展を期待する道筋ともいえる。高速道路の南側地域の将来的な発展に対して、都市計画道路の廃止が地域の発展を阻害するという懸念があるが、これについてはどういうようなことを考えているのか。

(水上)

質問のあった野口髭園線の高速道路よりも南側の部分について説明する。この廃止を 予定している南側部分については、都市計画マスタープランにおいて、工業系用途へ土 地利用転換することを目指している地域である。

また総括図において野口髭園線終点あたりの青い斜線が入っている部分は町川原1区の区域指定を受けている地区であり、市街化調整区域ではあるが、住宅建築について規制緩和を行っている部分である。そのため、終点部分の県道米多比谷山古賀線の接続部分が、現状の都市計画道路のままでは、すでに住宅が建っている部分でもあり、野口髭園線の実現は難しい。

よって、この南側部分は、北側部分と同様に民間開発によって道路が接続できるような形で進めたいという構想を持っている。開発にあたっては、必ず接道という部分が必要になるので、北側の栗原水上線と、南側の県道米多比谷山古賀線と結ぶ道路は必要になる。このような構想のもとにいずれは南北の道路がつながるものというふうに考えている。

(松島委員)

都市計画マスタープランの中で記述があるという話だが、将来的な道筋への担保になりうるものが都市計画マスタープランに基づくもの以外にない以上、この都市計画審議会の中で、将来の地域の発展に野口髭園線の廃止が不安材料になり得ないということをこの審議会の中で確認をしておくことが非常に重要だろうと考える。再度、野口髭園線の廃止が、将来的な地域の発展の不安材料になり得ないということを答弁いただきたい。

(水上)

野口髭園線は、区画街路として都市決定をしたものである。南側の部分を開発するに あたっては、同様の区画街路の整備が必要だということでご理解いただきたい。

(日髙会長)

他にご質問・ご意見がないようなので審議を終了し、採決に入る。

諮問第1号「福岡広域都市計画道路の変更(福岡県決定)」について、特に意見を付す必要がないという方は挙手を願う。

<全員挙手>

採決の結果、挙手9人で、諮問第1号については、「特に意見なし」ということで決定する。

市長への答申書の作成については、私に一任していただいてよろしいか。

(委員)

<異議なし>

(日髙会長)

では、答申書を作成のうえ、市長へ提出する。

(日髙会長)

以上で本日の案件を終了した。事務局より連絡事項などあるか。

<事務局から今後の委員会開催予定を連絡>

これにて令和5年度古賀市都市計画審議会第1回会議を閉会する。